

但シ此ノ場合ハ健康保健法第四十七條ニ定ムル期間ヲ
経過シタルモノナルコトア要ス

勤續滿十一ヶ年以上ハ毎年五日分ノ累加ス
第三條 昭和二年十月一日以前ヨリ引續キ勤續セルモノハ特三

卷之三